

参議院広島県選出議員選挙選挙長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院広島県選出議員選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

一 平成十九年七月十二日

参議院広島県選出議員選挙選挙長 国 政 道 明

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成十九年七月二十七日午前九時に広島県庁で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成十九年八月一日午前九時に広島県庁で行う。